

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書（案）

昭和45年から平成2年にかけて年間約30万トンもの大量のアスベストが輸入され、主に建材として使用された。現在は、アスベストの使用等が全面的に禁止となった平成18年9月1日以前に建てられた建築物の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されている。

国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、補助対象は、対象建材が吹付けアスベスト等（レベル1）に限定されており、調査、除去等に係る補助金額が費用の一部に過ぎないなど、極めて不十分な制度となっている。

また、一般住宅や小規模ビル等で使用されている石綿建材の多くは成形板（レベル3）であり、それらの建築物では活用できない制度となっている。このような状況にも関わらず、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、令和4年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、令和5年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。この「石綿事前調査結果報告システム」による事前調査結果の報告は、80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事等が対象となっており、大多数の解体・改修工事がこれに該当する。

国は規制の強化を打ち出しているが、調査・除去費用は工事価格に転嫁することで建物所有者である国民が負担することになる。また、調査・除去費用のすべてを工事価格に転嫁できない場合は、解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念される。

アスベスト含有建材の調査や処分には多額の費用が必要となることから、その負担を避けるために無届けや違法工事が横行するおそれがあり、国民や解体・改修工事従事者の健康被害も懸念されている。

よって、国においては、アスベスト問題を国民全体の課題ととらえ、下記事項に取り組まれるよう、強く要望する。

記

- 1 国民や事業者に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正の周知徹底を図ること
- 2 アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ス

トック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1
建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象とし、調査・除去費用の助
成制度を拡充するなど国民負担の軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣

あて

三木市議会議長 古田寛明